主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人安富東一の上告趣意は単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない(所論刑訴二九一条の被告人に対する告知は、公判調書の記載事項ではなく 刑訴規則四四条 、公判調書に右記載がないからといつて、その手続がなされなかつたものということはできない。また所論供述調書に契印がないとの一事をもつて、右供述調書に証拠価値なしとすることはできない。)

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により裁判官全員一致 の意見で主文のとおり決定する。

昭和三一年一一月二九日

最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江	入	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
輔	攸	蔝	斉	裁判官